

次の行為は、

## 一般廃棄物の収集運搬業の許可

を受けずに行うことはできません。

- 再使用(リユース)されない特定家庭用機器(テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機)を家庭から回収すること。
- 料金の名目を問わず、金銭を徴収して家庭で不用となった物品を回収すること。(古紙、くず鉄、空き瓶、古繊維のみの回収を除く。)

- 1 古物商や産業廃棄物\*の許可では、これらの行為はできません。  
※小売店から委託を受けて特定家庭用機器廃棄物の収集運搬を行う場合を除く。
- 2 有償又は無償で引き取った物であっても、長期間放置されたり、粗雑に取り扱われたりする場合や有害物質の飛散・流出等のおそれがある場合などは、「廃棄物」とみなされます。
- 3 再使用されない特定家庭用機器(テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機)は、家電リサイクル法に基づき適正にリサイクルする必要があります。
- 4 小型家電リサイクル法の小型電子機器等は、いわゆる「専ら物」には該当しません。

無許可でこれらの行為を行った場合、次の刑罰が科せられることがあります。

- 5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこれらの併科
- 法人にあっては、3億円以下の罰金

環廃企発第120319001 号  
環廃対発第120319001 号  
環廃産発第120319001 号  
平成24年3月19日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長

廃棄物対策課長

産業廃棄物課長

使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）

**抜 粋**

## 記

### 2 使用済特定家庭用機器の廃棄物該当性の判断に当たっての基準について

特定家庭用機器として特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）第1条に定められているものは、鉛、ひ素等の有害物質を含むため、適正な再生又は処分がなされなければ、生活環境保全上の支障を生じさせる性状の物である。また、消費者が使用済特定家庭用機器を不用品回収業者に引渡す行為は、再使用を目的としていることが明らかな場合を除き、処分を委ねているものと判断すべきである。さらに、再使用に適さない使用済特定家庭用機器については、製品としての市場が形成されておらず、家電リサイクル法等に基づく適正な再生又は処分が必要とされている。

これらを踏まえると、使用済特定家庭用機器については、以下のとおり取り扱うことが適当である。

- (1) 「小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書」（産業構造審議会・中央環境審議会合同会合、平成20年9月）のガイドラインA（別添）に照らしてリユース品としての市場性が認められない場合（年式が古い、通電しない、破損、リコール対象製品等）、又は、再使用の目的に適さない粗雑な取扱い（雨天時の幌無しトラックによる収集、野外保管、乱雑な積上げ等）がなされている場合は、当該使用済特定家庭用機器は廃棄物に該当するものと判断して差し支えないこと。
- (2) 不用品回収業者が収集した使用済特定家庭用機器について、自ら又は資源回収業者等に引き渡し、飛散・流出を防止するための措置やフロン回収の措置等を講じずに廃棄物処理基準に適合しない方法によって分解、破壊等の処分を行っている場合は、脱法的な処分を目的としたものと判断されることから、占有者の主張する意思の内容によらず当該使用済特定家庭用機器は、排出者からの収集時点から廃棄物に該当するものと判断して差し支えないこと。